

標準様式第1号 自己点検（内部監査）シート【青果物（果樹・野菜）】

管理点	No.	レベル	適合基準	具体的な確認内容	確認結果 (○、×、-)	改善策・改善期限 (×の場合)
1 管理全般						
農業生産工程管理（GAP）に取り組んでいる	1.1	必須	継続的な改善活動（栽培計画を策定し、点検項目を確認して農作業を行い、取組みを記録・保管し、自己点検及び団体による点検を受けて次作に向けた改善点を見出す）によるGAPを実践している。	自己点検、農場ルールの見直しを行っていることが記録で確認でき、不適合項目は改善していること。 点検・見直しは年1回以上行っていること。 【確認書類】 ・県版GAP生産者用チェックシート ・自己点検（内部監査）シート		
	1.2	重要	集荷団体や部会等が開催する農産物の安全性確保や、GAPに関する研修会等に参加している。	集荷団体等が開催する農産物の安全性確保やGAPに関する研修会に参加していること。 【確認書類】 ・研修会資料（出席者名簿など）		
登録種苗や技術・ノウハウ（知的財産）を保護、活用している	2.1	必須	権利が保護されている種苗（種子、苗、果樹の枝）を育成者の許可なく増殖したり、生産者等に種苗として販売を行わない。【法令上の義務】	権利が保護されている種苗（種子、苗、果樹の枝）を育成者の許可なく増殖していないこと。 登録品種など他人の知的財産を侵害しないよう許諾を得ていること。 【確認書類】 ・種苗の購入伝票（相当量の購入を確認） ・登録品種権利許諾の書類		
	2.2	重要	農業者自らが開発した技術・ノウハウ（知的財産）を保護・活用している。	農業者自らが開発した技術、ノウハウ（知的財産）を保護・活用していること。 【確認書類】 ・知的財産の保護・活用について明文化した書類（該当ある場合）		

管理点	No.	レベル	適合基準	具体的な確認内容	確認結果 (○、×、-)	改善策・改善期限 (×の場合)
農産物の生産に関する伝票、領収書等を保管している	3.1	必須	種子、苗、農薬、肥料、堆肥の購入伝票を取引先等に対応できるように一定期間保管している。	種子、苗、農薬、肥料、堆肥の購入伝票を保管していること（必要に応じて1～3年）。 【確認書類】 ・種子、苗、農薬、肥料、堆肥の各購入伝票、領収書等		
	3.2	必須	農産物の出荷記録をつけるとともに、3年間は出荷伝票を保管している。	出荷に係る内容を記録して保存していること（集荷団体が出荷記録等を記録・保管することも可）。 【確認書類】 ・出荷記録（出荷台帳）、出荷伝票		
栽培情報・生産資材の使用履歴を記帳している	4.1	重要	ほ場情報（マップ、ほ場一覧表）を記録、保管している。	ほ場の位置、面積、作付品目等の一覧およびほ場マップがあること。 【確認書類】 ・ほ場一覧表（ほ場台帳）、ほ場マップ		
	4.2	必須	栽培履歴、農薬・肥料・堆肥の使用履歴を記帳している。また、資材の消毒や施設・機器の保守管理の記録についても保存している。	栽培履歴や農薬・肥料・堆肥の使用履歴について記録して保存していること。 資材消毒、施設・機器の保守管理について記録して保存していること。 【確認書類】 (生産工程記録簿) ・栽培履歴、農薬使用簿、肥料・堆肥使用簿、資材消毒記録、施設・機器保守管理記録		
帳簿類を整備している	5	必須	農薬・肥料の在庫台帳など帳簿類を整備し、取引先等に対応できるように一定期間保管している。	記録は保存期間（必要に応じて1～3年）の間、保存されていること。 【確認書類】 ・農薬・肥料の在庫台帳		

管理点	No.	レベル	適合基準	具体的な確認内容	確認結果 (○、×、-)	改善策・改善期限 (×の場合)
2 食品安全						
①土・水						
新規作付けほ場では、土の安全性を確認している	6	重要	新たな場所で作付け開始する場合、ほ場の土の安全性を確認している。	きゅうり等を新規に作付する場合、長期土壌残留性農薬のリスクがないことを確認していること。 過去に資材置き場として使用されたなど化学物質等の汚染のリスクについて検討していること。 汚染が疑われる場合等、必要に応じて化学分析や農薬残留検査を行っていること。 【確認書類】 ・化学分析や残留農薬検査の結果（必要な場合）		
栽培から出荷まで、安全性が確保された水を使用している	7.1	重要	栽培に使用する水の水源（水道、井戸水、水路等）を確認している。	栽培に使う水の水源について確認していること。 汚染が疑われる場合等、必要に応じて水質検査を行っていること。 【確認書類】 ・水質検査の結果（必要な場合）		
栽培から出荷まで、安全性が確保された水を使用している	7.2	必須	収穫が近い時期のかん水に使用する水及び農産物を最後に洗浄する水には、水道水など安全な水を使用している。	収穫が近い時期のかん水には安全な水を使用していること。 出荷調整時に最後に洗浄に使用する水は、水道水か飲用に供することが出来ると認めた水を使用すること。 安全性の確認が必要な場合等、必要に応じて水質検査を行っていること。 【確認書類】 ・水質検査の結果（必要な場合）		

管理点	No.	レベル	適合基準	具体的な確認内容	確認結果 (○、×、-)	改善策・改善期限 (×の場合)
②肥料・堆肥						
肥料を適切に使用している	8	重要	成分保証された肥料を適切に使用している。	肥料は成分保証されたものを適切に使用していること。 【確認書類】 ・生産工程記録簿（肥料・堆肥使用簿、肥料購入伝票）		
堆肥や有機物を適切に使用している	9.1	重要	堆肥を使用する場合、病原性微生物の混入防止や外来雑草種子殺滅のため、高温（60℃以上）で発酵した完熟堆肥を使用している。	堆肥を使用する場合は原材料や製造方法を確認しており、完熟堆肥を施用していること。 【確認書類】 ・堆肥購入伝票（購入の場合）		
	9.2	必須	未熟な有機物や家畜糞など病原微生物による汚染の危険があるものを使用しない。	未熟な有機物や家畜糞をほ場に施用していないこと。 【確認書類】 ・栽培履歴（肥料・堆肥使用簿）		
③農薬						
農薬の保管管理を適切に行っている	10.1	必須	農薬は専用の場所で保管している。また、開封した農薬の保管は、こぼれたり、他の農薬容器に付着しないよう管理している。【法令上の義務を含む】	農薬は他の資材を汚染する危険がない専用の場所で保管し、開封済みの農薬が他の農薬容器に付着しないよう適切に管理していること。 毒物劇物を保管する場合は、区別して施錠・保管し、警告表示をしていること。 【現地確認】 以下の農薬保管状況を確認 ・できるだけ施錠（施設、室、棚等） ・液状の農薬は出来るだけ下部に保管 ・開封済農薬の保管（こぼれ等ないか） ・毒物劇物保管方法（警告表示、区分、施錠必須）		
	10.2	重要	農薬の保管場所や調合場所と農産物を取り扱う場所とが明確に区分されている。	農薬の保管場所や調合場所と農産物を取り扱う場所を明確に区分していること。 【現地確認】 ・農薬保管・調合場所と農産物取扱場所の区分状況		

管理点	No.	レベル	適合基準	具体的な確認内容	確認結果 (○、×、-)	改善策・改善期限 (×の場合)
農薬は適切に使用している	11.1	必須	無登録農薬は使用せず、農水省登録のある農薬を使用している。【法令上の義務】	使用している農薬は全て登録農薬であること。 【確認書類】 ・生産工程記録簿（農薬使用簿）		
	11.2	必須	農薬ラベルの記載事項を事前に確認してから散布している。特に、使用基準（適用作物、使用回数、使用時期、希釈倍数または使用量）は厳守している。【法令上の義務】	ラベルの内容に従って農薬を使用していること。農薬使用簿に①使用月日、②使用場所、③対象農作物、④農薬名、⑤希釈倍率、⑥散布液量が記載されていること。 【確認書類】 ・生産工程記録簿（農薬使用簿）		
	11.3	重要	防除器具（ホース含む）が洗浄され、前回散布の農薬が残っていない。	農薬使用後は、毎回、防除器具をタンクやホース内を含めてしっかりと洗浄していること。		
残留農薬のおそれがない農産物を生産・出荷している	12.1	重要	前作で土壌に散布した農薬を把握しており、当該作付け作物に対する残留リスクがないことを確認している。	前作で土壌に散布した農薬を把握していること。 【確認書類】 ・生産工程記録簿（農薬使用簿）		
	12.2	必須	収穫する作物について、園地外からのドリフトに注意している。	周辺ほ場からの農薬の飛散（ドリフト）がないように、対策を図っている。 (対策例) ・周辺ほ場の作付状況や防除計画等の把握 ・周辺の生産者との情報交換		
	12.3	重要	所属する集荷団体は出荷前の残留農薬の分析を実施している。	所属する集荷団体が出荷前残留農薬分析（抽出検査）を実施していること。 【確認書類】 ・残留農薬検査結果		

管理点	No.	レベル	適合基準	具体的な確認内容	確認結果 (○、×、-)	改善策・改善期限 (×の場合)
④ほ場やハウス等での栽培管理・収穫に関する衛生管理						
ほ場やハウス等を衛生的に管理している	13.1	必須	ほ場やハウス等は、定期的に清掃し、廃棄物や不要物が散乱しないようにしている。	農産物を栽培するほ場・施設内をきれいに整理整頓していること。 【現地確認】 ・ほ場・ハウス等に廃棄物や不要物が散乱していないか確認。		
	13.2	重要	ハウス等の施設では、汚水流入や動物の侵入など外部からの汚染がないような構造になっている。	【現地確認】 ・栽培施設内に大雨等で汚水流入しないような構造となっていること。 ・野生動物や鳥等が施設内に侵入しやすい状態（破損等）となっていないこと。		
農作業・収穫・運搬・輸送の工程は衛生的に管理している	14.1	必須	農作業に使用する機械、農機具、収穫用のハサミは、常に衛生的に保たれている。また、収穫コンテナは清潔なものを使用し汚染がないようにしている。	【現地確認】 ・農作業に使用する機械、農機具、収穫用のハサミが衛生的に保たれていること。 ・収穫コンテナは清潔なものを使用していること。		
	14.2	重要	収穫作業従事者は、清潔な服装や帽子着用など衛生的で異物混入防止に注意を払っている。	収穫作業従事者は、清潔な服装や帽子着用で収穫作業を行っていること。 【現地確認】 ・収穫作業時の服装等は、清潔なものを使用していること（農薬、堆肥、油類等の農産物への汚染原因となるものが付着していない）。 ・収穫作業は帽子等を着用して行っていること。		
	14.3	重要	ほ場や施設から通える場所に手洗い設備トイレがある。また、トイレは衛生的に管理されている。	ほ場や施設から通える場所に手洗い場やトイレ施設があり、清潔に保っていること。 遠い場所にあるほ場の場合は、ほ場近くに利用できるトイレ施設があることを確認していること。 【確認書類】 ・ほ場マップ 【現地確認】 ・手洗い場、トイレの管理状況		

管理点	No.	レベル	適合基準	具体的な確認内容	確認結果 (○、×、-)	改善策・改善期限 (×の場合)
農作業・収穫・運搬・輸送の工程は衛生的に管理している	14.4	重要	収穫物をトラック等で運搬する場合には、荷台は農薬や糞等の付着による汚染がないよう、使用後は必ず洗浄し衛生的に保つようになっている。	収穫物を運搬するトラック等の荷台は、使用後に必ず洗浄し衛生的に保っていること。 【現地確認】 ・トラック等の荷台の管理状況		
⑤出荷調整・こん包作業を行う施設での衛生管理						
施設の衛生管理に必要な措置を講じている	15.1	必須	ゴミ箱が設置されており、残渣等の廃棄物はその日のうちに施設外に持ち出している。また、作業後の清掃を必ず行っている。	調製・出荷作業場を清潔に保っていること。 【現地確認】 以下の衛生管理状況を確認 ・整理整頓・清掃の状況 ・ゴミ箱の設置 ・残渣等の作業当日の持ち出し ・清掃用品の保管状況		
	15.2	重要	施設内での農薬、肥料、機械油等による農産物への汚染がないよう、区分管理を行うなど、必要な措置を講じている。	農薬、肥料、機械油等の保管場所と農産物を取り扱う場所を明確に区分していること。 【現地確認】 ・農薬、肥料、機械油等の保管場所は、農産物が汚染されないように、農産物取扱場所と明確に区分されていることを確認。		
	15.3	重要	出荷調整施設や貯蔵施設では、汚水流入や動物等による汚染防止が図られている。	【現地確認】 ・出荷調整施設や貯蔵施設内に大雨時等に汚水が入らないよう排水溝の機能維持などが図られていること。 ・施設内に野生動物や鳥等が侵入しないよう、破損部の修繕等が図られていること。		
	15.4	必須	農産物を入れる保管時の資材や包装資材は、清潔に保管管理されたものを使用している。	【現地確認】 ・農産物の包装容器や資材を衛生的に保管し、清潔な状態で使用していること。		

管理点	No.	レベル	適合基準	具体的な確認内容	確認結果 (○、×、-)	改善策・改善期限 (×の場合)
施設の衛生管理に必要な措置を講じている	15.5	必須	農産物の保管・輸送時は適切な温度で管理している。	<p>農産物の保管・輸送について集荷団体等と取決めがある場合は、遵守していること。</p> <p>品目に応じて適切に温度管理していること。</p> <p>(取組例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気温が上がらない時間帯の収穫作業 ・収穫後はできるだけ早く保管施設へ ・予冷庫を用いる場合は定期点検と設定温度の確認を行う ・運送会社による輸送をする場合は、輸送中の温度管理に関する覚書を交わしている。 <p>【確認書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運送会社との覚書書（該当がある場合） 		
作業員からの汚染防止の措置を講じている	16.1	必須	<p>全ての作業従事者は、以下の際に清潔で衛生的な場所で手洗いを確実にしている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 原料及び製品取扱い前 2 食事後、トイレ使用后、喫煙後 	<p>全ての出荷調整作業従事者が作業前に手洗いをしていること。</p> <p>【現地確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手洗い場所の衛生状態 		
	16.2	重要	清潔な衣服で作業を実施する。また、作業員が手にケガをしている場合は、衛生面についての注意を払っている。	<p>出荷調整作業は、清潔な衣服で実施していること。</p> <p>作業員が手にケガをしている場合は、作業を避けるか、衛生面についての十分な処置を行っていること。</p> <p>【現地確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出荷調整作業時の服装等は、清潔なものを使用していること（農薬、堆肥、油類等の農産物への汚染原因となるものが付着していない）。 ・出荷調整作業は帽子等を着用して行っていること。 		

管理点	No.	レベル	適合基準	具体的な確認内容	確認結果 (○、×、-)	改善策・改善期限 (×の場合)
3 環境保全						
①水・土壌の保全						
農薬による汚染を防いでいる	17	必須	農薬の使用残がでないように必要な量を秤量・調製するとともに、使用後にタンクを洗浄する場合、ほ場内で適切に処分し、水路や河川に流入しないよう措置を講じている。	農薬は必要な量を計って散布液を調製し、使用残がでないようにしていること。 使用後にタンクを洗浄する場合、水路や河川に洗浄水が流入しないようにしていること。 【現地確認】 ・防除器具の洗浄場所を確認		
肥料や堆肥による汚染を防いでいる	18.1	重要	肥料（窒素やリン酸）による地下水や河川の汚染がないよう、適切な施肥を行っている。	肥料（窒素やリン酸）は、土質や地力等に応じた適切な量を施用していること。 【確認書類】 ・生産工程記録簿（肥料・堆肥使用簿）		
	18.2	必須	保管場所や散布場所から肥料や堆肥等が流出しないよう適切に管理している。	保管場所や散布場所から肥料や堆肥等が周辺環境に流出しないよう適切に管理していること。 【現地確認】 ・堆肥等を長期間屋外に堆積していないこと。		
②周辺環境への配慮						
農薬のドリフト防止対策を行っている	19.1	必須	近隣に農薬散布の悪影響がないよう配慮した防除を行っている。【法令上の義務】	ほ場周辺の住宅地や通学路等に配慮して防除を行っていること。 (対策例) ・散布時の風向きを考慮したノズルの向き ・ドリフト低減ノズルの使用 ・散布時の天候（風向風速等）や時間帯（通学時間等）の配慮 ・周辺住民、近隣施設に対する事前周知		
	19.2	重要	ドリフト防止の基本対策（山形県病害虫防除基準やJA等の指導資料による）を講じている。また、土壤くん蒸剤を使用する場合は揮散を防止する対策を行っている。	農薬を飛散させないように対策を講じていること。 土壤くん蒸剤を使用する場合は被覆等をしていること。 (対策例) ・風向風速など気象条件への十分な配慮 ・散布圧、散布量、散布ノズル等の調整 ・防風ネットや障壁作物の利用 ・土壤くん蒸剤使用時の被覆資材の利用		

管理点	No.	レベル	適合基準	具体的な確認内容	確認結果 (○、×、-)	改善策・改善期限 (×の場合)
周辺環境に配慮した農業生産活動を実践している	20.1	重要	ほ場から出るごみ等が少なくなるようにしている。また、ほ場や施設は清潔に保っている。	ほ場から出るごみ等が少なくなるようにしていること。 ほ場や施設は清潔に保っていること。 【現地確認】 ・使用しなかった資材をほ場に放置したり、管理できない作付をしていないこと（計画的な資材購入や栽培）。 ・ほ場・施設から排出されるごみは放置せず、速やかに処分していること。 ・ほ場・施設が動物の生息場所にならないよう清潔に保っていること。		
	20.2	重要	作物残さについては、堆肥化などリサイクルするようになっている。	作物残さはできるだけ堆肥にするなどのリサイクルに努めていること。 【現地確認】 ・作物残さの堆肥化等の利用状況（確認できる場合）		
	20.3	必須	ほ場から生じる廃油、廃プラスチックの保管場所は決めている。また、廃プラスチックは、JA等を通じて適正に廃棄している。【法令上の義務】	農業生産の中で発生する廃油や廃プラスチック（農薬の空容器、空袋、農業用ビニル）は決められた場所で保管していること。 廃プラスチックは産地で決められた方法で処理していること。 【現地確認】 ・廃油や廃プラスチック（農薬の空容器、空袋、農業用ビニル）の保管状態		
	20.4	必須	不適切な屋外燃焼行為により、周辺へ悪影響を及ぼさないようにしている。【法令上の義務】	農業生産活動に伴う廃棄物を不適切に焼却していないこと。 【現地確認】 ・不適切な屋外燃焼行為を行っている痕跡等（確認できる場合）		

管理点	No.	レベル	適合基準	具体的な確認内容	確認結果 (○、×、-)	改善策・改善期限 (×の場合)
③環境保全型農業の実践						
化学農薬に過度に依存しない防除法を実践している	21.1	必須	県やJA等で作成する防除暦や発生予察情報等を活用し、適切な防除計画を立てている。	県やJA等作成の防除暦や発生予察情報等を活用し、適切な防除計画を立てていること。 【確認書類】 ・防除計画（標準防除暦等）		
化学農薬に過度に依存しない防除法を実践している	21.2	重要	病害虫や雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めている。また、化学合成農薬の代替として、物理的防除、生物的防除等の技術を組み合わせたIPMの導入に努めている。 病害虫や雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めている。	病害虫や雑草の発生源となるほ場周辺の雑草地等を管理していること。 作物残さや罹病株・枝等をほ場から速やかに除去していること。 化学合成農薬の代替として、物理的防除、生物的防除などの技術を組み合わせたIPMの導入に努めていること。 (取組例) ・病害虫に抵抗性がある品種の導入 ・生物農薬（天敵等）、性フェロモン剤の使用 ・輪作や対抗植物の導入 ・防虫ネット、べたかけ、袋掛け、雨よけ栽培など、被覆技術の導入 ・反射資材の利用 ・黄色灯の設置 ・太陽熱消毒や土壌還元消毒の導入		
環境に配慮した農業を実践している	22.1	必須	効率的に肥料・堆肥等を施用するための施肥設計を行っている（または、JA等の指導を受けている）。	効率的な施肥設計を行っていること。 【確認書類】 ・栽培暦（施肥基準等が記載されたもの） ・生産工程記録簿（肥料・堆肥使用簿）		
	22.2	重要	堆肥等の有機物による土づくりを行っている。また、堆肥は、適切に堆肥化されたものを使用している。	土づくりを実施していること。 【確認書類】 ・生産工程記録簿（作業日誌、肥料・堆肥使用簿）		

管理点	No.	レベル	適合基準	具体的な確認内容	確認結果 (○、×、-)	改善策・改善期限 (×の場合)
環境に配慮した農業を実践している	22.3	重要	降雨や強風によって土壌が流亡する恐れがある場合は、対策を実施している。	必要な場所では土壌浸食を軽減する対策を実施していること。 (該当ある場合の対策例) ・畦畔等の補修 ・樹園地での草生栽培 ・法面等への被覆植物の植栽 ・マルチによる土壌侵食部分の保護		
4 労働安全						
危険作業の把握に努めている	23	必須	ほ場、作業施設等で機械作業を行う場所について、想定される危険箇所を予め把握し、対策をとっている。	危険箇所や危険性の高い作業について予め把握し関係者で共有されていること。 把握している危険に対し、事故等を未然に防ぐための対策を取っていること。 【確認書類】 ・ほ場マップ等（危険箇所の記載等）		
適切な服装及び保護具を着用している	24.1	重要	衣類や手足などが機械に巻き込まれないよう、作業に適した服装や靴を着用している。	機械操作を行う際の服装や靴は安全を考慮したものを着用していること。 【現地確認】 ・機械作業の際の服装は、農業機械に巻き込みにくい服装、革製手袋、安全性の高い作業靴等の配慮したものとなっているか。		
	24.2	必須	農薬散布等の作業において、適切な保護衣や保護具（防護マスク、メガネ、長靴、手袋）を着用している。	安全で快適な農作業を行うため、作業内容に応じて、適正な服装、防護具等を着用していること。 【現地確認】 ・各作業工程に必要な服装、防護具があるか。 防除作業（保護衣、防護マスク、メガネ、長靴、手袋） 除草作業（安全靴、ゴーグル、エプロン等）		

管理点	No.	レベル	適合基準	具体的な確認内容	確認結果 (○、×、-)	改善策・改善期限 (×の場合)
事故防止のための作業環境整備及び機械作業時の安全対策を講じている	25.1	必須	機械類の定期点検・整備を実施するとともに、使用前の試運転や使用後の清掃・整備等を実施している。また、機械類は取扱説明書に従って適正使用し、適切に保管している。【法令上の義務を含む】	農業機械等（機械、装置、器具など）安全装備の確認、使用前点検、使用後の整備や適切な管理がされていること。 機械、装置、器具等の使用方法をよく理解し、適正な使用を行っていること。 【確認書類】 ・整備記録簿（農作業日誌等への記載でも可） ・取扱説明書		
	25.2	必須	燃料は、火気がなく、通常部外者が立ち入らず、漏れた場合でも河川に流入しない場所に保管している。【法令上の義務を含む】	燃料は、近くに火気がなく部外者がみだりに立ち入らない場所で保管し、万一燃料が漏れても、河川等に流れ出さないような対策を取っていること。 【現地確認】 ・燃料保管場所 ・法令を遵守した保管状態になっているか。 ガソリンは金属容器での保管 保管量に応じた適切な管理（ポリ容器での大量保管していないか等）		
事故防止のための作業環境整備及び機械作業時の安全対策を講じている	25.3	必須	資格を必要とする作業等には、未資格者は従事させない。また、危険を伴う作業には、未熟な作業等者は従事させないようにする。	資格を必要とする作業等（フォークリフトの操作等）に未資格者を従事させていないこと。適切に行わないと危険を伴う作業の従事者を制限していること。		
事故時・事故後の備えを整えている	26.1	重要	農作業中の事故の際に应急措置ができるよう、救急箱を備え付けている。また、緊急時の連絡体制を整え、病院等の連絡先がわかるよう掲示している。	農作業中の事故発生に備えて、救急箱を備え付けていること。 予め、緊急時の連絡先、連絡方法等について取り決めておき、病院等の連絡先がわかるよう掲示していること。 【現地確認】 ・救急箱の設置 ・緊急時連絡先等（病院等）の掲示		

管理点	No.	レベル	適合基準	具体的な確認内容	確認結果 (○、×、-)	改善策・改善期限 (×の場合)
事故時・事故後の備えを整えている	26.2	重要	万が一の事故に備え、労災保険や傷害共済などに加入している。【法令上の義務を含む】	万が一の事故発生に備え、労災保険等に参加していること。 【確認書類】 ・保険証書等		
5 個別項目（養液栽培・特定外来生物・エネルギー節減・鳥獣害対策）						
養液栽培の肥料を適切に使用している	27	重要	養液栽培を行う場合、装置のメンテナンスのほか、培養液の取り替え、再利用の場合の汚染防止、器具の洗浄・消毒等、養液の病原性微生物汚染防止対策や異物混入防止対策を行っている。	養液栽培の場合は、培養液の定期的な交換など汚染防止の対策が取られていること。 【確認書類】 ・培養液の管理や施設管理の記録 ・栽培履歴等（生産工程記録簿）		
りんごのかび毒汚染対策を実施している	28	重要	りんごでは、果実が傷つかないようにするなど、かび毒（パツリン）汚染の低減対策を実施している。	パツリンを低減するための衛生管理を実施していること。 (対策例) ・果実に傷がつかないように扱う ・果実に土壌が付着しないように扱う ・腐敗果の除去 ・収穫果実はできるだけ低温で貯蔵		
特定外来生物を適正に利用している	29	必須	セイヨウオオマルハナバチの飼養に関する環境省の許可取得及び適切な飼育管理を行っている。【法令上の義務】	セイヨウオオマルハナバチが生態系を乱さないよう適切に飼養していること。 【現地確認】 ・許可証の掲示 ・ネット被覆の状況 全ての開口部に4mm目以下、出入口は二重以上 ・使用後のハチは確実に殺処分		

管理点	No.	レベル	適合基準	具体的な確認内容	確認結果 (○、×、-)	改善策・改善期限 (×の場合)
エネルギーの節減対策を実施している	30	重要	施設・機械等の使用において、不必要・非効率なエネルギー消費の節減に努めている。	<p>環境保全のため、省エネルギー対策を実施していること。</p> <p>(取組例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械、器具の点検整備や施設の破損箇所の修理 ・適切な温度管理 ・不必要な照明の消灯 ・生産規模に合致したエネルギー効率の良い機種を選択 		
鳥獣被害対策を実施している	31	重要	鳥獣を引き寄せない取組み等、有害鳥獣による農業被害防止対策を実施している。	<p>有害鳥獣等による農業被害防止策を実施していること。</p> <p>【現地確認】</p> <p>(対策例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場に有害鳥獣のエサとなる農作物残さ等がほ場にないか ・ほ場周辺の隠れ場所や侵入経路となる雑草地等がないか ・ほ場周辺に侵入防止柵（電気柵）等が設置されているか 		